

資格・研修・入職日の確認票

1 資格・証・研修と開始日を分ける

初めてのケアマネ、復帰、主任や管理者への就任など、予定する役割から確認します。
正式な申請書や資格の証明書ではありません。自分の状況と確認先を整理するメモです。

状態の記入へ 2～4頁

工程の記入へ 5～6頁

法人への質問へ 7頁

四つの状態を混ぜない

資格登録、専門員証、研修修了、法人での任命は別の項目です。
証の「有効／失効／未交付／不明」と、研修の「申込前／受講中／修了」も
分けます。証の失効だけで登録そのものが消えたとは判断しません。

窓口と法人へ別々に確認する

登録・証は登録都道府県、研修は実施主体、指定上の就任条件は指定権者など、
所管を確かめて照会します。法人には入職日、担当業務、教育・代替を尋ねます。
自治体の募集要項は、その地域・対象者・年度の条件として確認してください。

制度見直しは成立と施行を分けて読む

2026年10月4日確認。一般のケアマネ更新制を見直す改正法は成立していますが、
その部分の施行は別途確認が必要です。意見募集中の政令案の予定日を、
確定した日として使いません。現在の手続と改正の施行状況を窓口で確認します。

ニュースだけで失効した証が復活したり、主任更新も不要になったりするとは
判断しません。専門員証と主任研修修了証の期限は、別々の欄に記録します。

書くのは状態と確認の予定

登録番号、マイナンバー、証の写しは不要です。利用者・家族・職員の個人情報や
非公開記録は書きません。自分の応募条件は手元で整理でき、提出は不要です。
本票だけで受講可否、就任可否、専門業務を開始できる日を判定しません。

現在の登録・証を確認する根拠 介護保険法 第7条・第69条の2・7・8
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82998034&dataType=0

制度見直し 厚生労働省 2026年6月29日報告 2頁の施行区分
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001715733.pdf>

2026年10月4日時点の政令案 e-Gov意見募集 確定政令ではありません
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=495260180>

A4・原寸100%の紙記入またはPDF注釈用。申請書・資格確認証明書・電子入力フォームではありません。

資格・研修・入職日の確認票

2 登録と専門員証を確認する

条件が複数なら必要な頁を複写します。対象外は理由も記入してください。
空欄を「なし」と決めず、不明な点はそのまま残します。

記録番号 _____ 条件票番号 _____

就任・実務開始を予定する役割と、正式なサービス

必要と説明された登録・証の条件

登録の状態・登録都道府県・登録日 不明なら照会

専門員証の状態と有効期限 有効／失効／未交付／不明

根拠となる公式資料名・更新日・確認日

確認した窓口の名称・役割と回答日

分かっていることと、確認に使った手元の資料

まだ分からないことと、次に確認すること

経験年数やブランクの長さだけで判断せず、本人に必要な手続と開始条件を窓口で確認します。

資格・研修・入職日の確認票

3 研修と主任修了証を確認する

条件が複数なら必要な頁を複写します。対象外は理由も記入してください。
空欄を「なし」と決めず、不明な点はそのまま残します。

記録番号 _____ 条件票番号 _____

予定する役割と研修の種類 実務／再研修／主任／主任更新等

必要と説明された研修・受講条件と、対象地域・年度

自分の研修状態 申込前／申込済み／受講中／修了／不明

主任研修修了証の期限 専門員証の期限とは別に記入

根拠となる公式資料名・更新日・確認日

確認した研修実施主体・窓口の役割と回答日

修了日・手元の資料・確認できたこと

未確認事項 経験算入・申込締切・必要資料・証交付等

経験年数やブランクの長さだけで判断せず、本人に必要な手続と開始条件を窓口で確認します。

資格・研修・入職日の確認票

4 別の資格や就任条件を追加確認する

条件が複数なら必要な頁を複写します。対象外は理由も記入してください。
空欄を「なし」と決めず、不明な点はそのまま残します。

記録番号 _____ 条件票番号 _____

追加確認する役割と正式なサービス・配属先

必要と説明された資格・証・研修・任命の条件

自分の現在の状態と手元の資料

資料に記載された有効期限または対象期間

根拠となる公式資料名・更新日・確認日

確認した指定権者・登録地・法人等の名称と役割

分かっていること 制度上の条件と法人の説明を分ける

まだ分からないことと、次に確認すること

経験年数やブランクの長さだけで判断せず、本人に必要な手続と開始条件を窓口で確認します。

資格・研修・入職日の確認票

5 申込と研修の工程を並べる

全員が全行をこの順に行うとは限りません。必要／対象外／不明を記し、日付は予定か窓口回答かも区別。

記録番号 _____

1 窓口へ現在の状態を確認する

今回の要否と日付 予定／回答済み／未確定も記入

先に満たす条件・確認資料と回答日・遅れた場合の相談先

2 申込に必要な資料を準備する

今回の要否と日付 予定／回答済み／未確定も記入

先に満たす条件・確認資料と回答日・遅れた場合の相談先

3 研修を申し込む

今回の要否と日付 予定／回答済み／未確定も記入

先に満たす条件・確認資料と回答日・遅れた場合の相談先

4 研修を修了する

今回の要否と日付 予定／回答済み／未確定も記入

先に満たす条件・確認資料と回答日・遅れた場合の相談先

資格・研修・入職日の確認票

6 交付と専門業務開始の条件を並べる

全員が全行をこの順に行うとは限りません。必要／対象外／不明を記し、日付は予定か窓口回答かも区別。

記録番号 _____

5 登録・証交付等を申請する

今回の可否と日付 予定／回答済み／未確定も記入

先に満たす条件・確認資料と回答日・遅れた場合の相談先

6 必要な交付等を受ける

今回の可否と日付 予定／回答済み／未確定も記入

先に満たす条件・確認資料と回答日・遅れた場合の相談先

7 担当する専門業務を開始する

今回の可否と日付 予定／回答済み／未確定も記入

先に満たす条件・確認資料と回答日・遅れた場合の相談先

研修修了から証交付までを一律の日数で見積もりません。交付や開始可能日の回答がない場合は未確定と残し、雇用開始日とは別に法人へ相談してください。

登録・研修・交付の根拠 介護保険法施行規則 第113条の7・16・17・20等
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999403&dataTyoe=0

制度と地域の現行案内を照合します。県別の申込方法・費用・日程は全国共通ではありません。

資格・研修・入職日の確認票

7 応募先との開始条件を確かめる

資格条件がそろふことと、教育・同行・代替を受けられることは別に確認します。

記録番号 _____

希望する採用日（雇用開始日） 応募相談の時期とも分ける

法人が予定する役割と専門業務開始日

資格・証・研修がそろふ見込みと、窓口の回答根拠

それまでに担当する業務の説明と、本人が担当しない範囲

教育・同行・確認担当と、不在時の代替

法人の支援と、費用・勤務扱いの確認先

次に聞く一文と、再確認する時期

回答がそろふ場合／そろわない場合の次の行動と理由

窓口の確認前に実務開始可能と決めず、回答・準備・支援の状況に応じて進行や開始日を見直します。

親記事の確認表へ戻る <https://kaigo-mgr.com/first-care-manager-job-readiness/#decision-work>